

議長／皆さんおはようございます。

ただいまより、令和2年4月武雄市議会臨時会を開会いたします。

これより直ちに、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第37号議案から第41号議案までの5議案及び報告第4号、5号を一括上程いたします。

日程第1．会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期等に関し、議会運営委員会に諮問をいたしておりましたので、これに対する議会運営委員長の、答申を求めます。

末藤議会運営委員長

末藤議会運営委員長／おはようございます。

令和2年4月武雄市議会臨時会の招集に基づきまして、議長から諮問がありましたので、本日議会運営委員会を開会し、協議いたしました結果について御報告申し上げます。

議長から諮問がありました事項は、第1会期及び会期日程について、第2付議事件の委員会付託の可否について、第3常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任について、第4特別委員会委員会の選任について、以上4項目でございます。

本臨時会において審議すべき事案は、ただいま議長から上程になりました、専決処分の承認4件、予算議案1件、報告事項2件の計7件でございます。

並びに、常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任、特別委員会委員の選任がございます。

以上の件について、協議をいたしました結果、議案の審議順序につきましては、議案番号順に行い、いずれの議案も所管の常任委員会の付託を省略し、即決して差し支えない旨、意見の一致を見ました。

次に、議会の構成についてであります。

常任委員会委員及び議会運営委員会委員の選任につきましては、任期満了に伴う委員の改選を行うものでございます。

また、特別委員会委員の選任につきましても、改選を行うもので市長提出議案、議会構成に関する議案など、双方を鑑み、協議をしたところでございます。

協議の結果、会期は本日16日と明日17日の2日間が適当である旨、決定をいたしました。

答申は以上であります。

議長／お諮りいたします。

会期の決定につきましては、ただいまの議会運営委員長の答申のとおり、本日から17日までの2日間と決定をいたしたいと思っております。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日から17日までの2日間と決定をいたしました。

日程第2. 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、1番坂口議員、5番江口議員、8番古川議員の以上3名を指名いたします。

ここで、お諮りいたします。

本日、議長の辞職願を提出いたしましたので、議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題とすることに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

異議なしと認めます。

よって、議長辞職の件を日程に追加し、議題といたします。

一身上の件でございますので、副議長と交代のため退席をいたしますので、暫時休憩をいたします。

\* 休憩中 \*

副議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第1. 議長辞職の件を議題といたします。

事務局に辞職願を朗読させます。

事務局／それでは朗読をさせていただきます。

令和2年4月16日、武雄市議会副議長様。

武雄市議会議長、杉原豊喜。

辞職願、私はこのたび、武雄市議会申し合わせ事項により、議長の職を辞したく、地方自治法第108条の規定により許可されるようお願いいたします。

以上です。

副議長／お諮りいたします。

杉原議長の議長辞職願を許可することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、杉原議長の議長辞職の件は許可することに決定いたしました。

杉原議員の入場を許可いたします。

議事の都合上、暫時休憩いたします。

\* 休憩中 \*

副議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第2．選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙の方法は、地方自治法第118条第1項の規定に基づき、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は19名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

この際、申し添えておきますが、投票中、白票は無効とみなします。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

> 「なし」の声

配付漏れなしと認めます。

次に、投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。

投票は単記無記名であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

では、点呼を命じます。

〔投票〕

事務局長／記入はお済みでしょうか。

そしたら、お名前をお呼びいたしますので、順に投票をお願いいたします。

1 番 坂口議員

2 番 豊村議員

3 番 猪村議員

5 番 江口議員

6 番 吉原議員

7 番 上田議員

8 番 古川議員

10 番 末藤議員

11 番 松尾陽輔議員

12 番 池田議員

13 番 石橋議員

14 番 宮本議員

15 番 松尾初秋議員

16 番 山口議員

18 番 牟田議員

19 番 杉原議員

20 番 江原議員

17 番 川原副議長

副議長／投票漏れはございませんか。

> 「なし」の声

投票漏れなしと認めます。

投票を終了いたします。

それでは、これより開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定に基づき、立会人の指名を行います。

2 番豊村議員、6 番吉原議員、9 番吉川議員を指名いたします。

よって 3 名の立ち会いをお願いいたします。

それでは、ただいまより開票を行います。

〔開票〕

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 19 票、これは先ほどの出席議員数に符合をしております。

そのうち、有効投票 16 票、無効投票 3 票、有効投票中、山口昌宏君 9 票、石橋敏伸君 4 票、杉原豊喜君 3 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。

よって、山口議員が議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま議長に当選されました山口議員が議場におられますので、本席から会議規則第 32 条第 2 項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

それでは、新議長就任の御挨拶をお願いいたします。

議長／おはようございます。

今回皆様のおかげをもちまして、当選をさせていただきました山口でございます。

今、国難のときと言われておりますこのコロナウイルスに対し、我々議会と執行部と、そして市民と、三位一体となってこの国難を克服していかなければいけないと肝に銘じておりま

す。

どうか、今後の議会運営については、議員の皆様方と一致協力して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

副議長／ありがとうございました。

それでは、新議長と交代のため、暫時休憩をいたします。

御協力ありがとうございました。

\* 休憩中 \*

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

川原副議長から副議長の辞職願が提出をされました。

お諮りいたします。

この際、副議長辞職の件を日程に追加し、直ちに議題としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、副議長職の件（？）を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。暫時休憩します。

\* 休憩中 \*

議長／休憩前に引き続き、会議を開きます。

追加日程第3．副議長辞職の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により川原副議長の退席を求めます。

事務局に辞職願を朗読させます。

事務局長／朗読させていただきます。

令和2年4月16日、武雄市議会議長様。

武雄市議会副議長、川原千秋。

辞職願、私はこのたび、武雄市議会申し合わせ事項により、副議長の職を辞したく、地方自治法第108条の規定により、許可されるようお願いいたします。

以上です。

議長／お諮りいたします。

川原副議長の副議長辞職願を許可することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、川原副議長の副議長辞職の件は許可することに決定をいたしました。

川原議員の入場を許可いたします。

議事の都合上、暫時休憩いたします。

\* 休憩中 \*

議長／休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

この際、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、選挙を行うことに決定いたしました。

追加日程第4．選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙の方法は地方自治法第118条第1項の規定に基づき、投票により行います。

議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

ただいまの出席議員は19名であります。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

この際、申し添えておきますが、投票中、白票は無効とみなします。  
投票用紙の配付漏れはございませんか。

> 「なし」の声

配付漏れなしと認めます。  
次に、投票箱を改めます。

〔投票箱点検〕

異状なしと認めます。  
念のために申し上げます。  
投票は単記無記名であります。  
投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。  
点呼を命じます。

〔投票〕

事務局長／記載のほうはお済みでしょうか。  
それでは、お名前をお呼びいたしますので、順次投票をお願いいたします。

- 1 番 坂口議員
- 2 番 豊村議員
- 3 番 猪村議員
- 5 番 江口議員
- 6 番 吉原議員
- 7 番 上田議員
- 8 番 吉川議員
- 9 番 吉川議員
- 10 番 末藤議員
- 11 番 松尾陽輔議員
- 12 番 池田議員
- 13 番 石橋議員
- 14 番 宮本議員
- 15 番 松尾初秋議員



17 番 川原議員  
18 番 牟田議員  
19 番 杉原議員  
20 番 江原議員  
16 番 山口議長

議長／投票漏れはございませんか。

> 「なし」の声

投票漏れはなしと認めます。

投票を終了いたします。

それでは、これより開票を行います。

会議規則第 31 条第 2 項の規定に基づき、立会人の指名を行います。

3 番猪村議員、7 番上田議員、10 番末藤議員を指名いたします。

よって 3 名の立ち会いをお願いいたします。

それでは、ただいまより開票を行います。

〔開票〕

それでは、選挙の結果を報告いたします。

投票総数 19 票、これは先ほどの出席議員数に符合をしております。

そのうち、有効投票 16 票、無効投票 3 票。

有効投票中、末藤議員 10 票、池田議員 4 票、川原議員 1 票、宮本議員 1 票、以上のとおりであります。

この選挙の法定得票数は 4 票であります。

よって、末藤議員が副議長に当選されました。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

ただいま副議長に当選されました末藤議員が議場におられますので、本席から武雄市議会会議規則第 32 条第 2 項の規定によりまして、当選の告知をいたします。

それでは、副議長就任の御挨拶をお願いします。

副議長／どうも皆さん、副議長に御支持をいただきまして、どうもありがとうございました。  
私、副議長として、山口議長をしっかりお支えをしていき、公正かつ円滑な議会運営を目指してまいりたいと思いますので、どうかよろしくお願いします。  
ありがとうございました。

議長／それでは、執行部入場のため、暫時休憩いたします。

\* 休憩中 \*

議長／休憩前に引き続き、再開いたします。  
日程第3．市長の提案事項に関する説明を求めます。  
小松市長

小松市長／おはようございます。

本市における、新型コロナウイルス感染症の状況につきましては、議員の皆様を初め、市民の皆様への拡大防止に対する御努力により、感染拡大を防ぐことができております。

今後も予断を許さない状況であり、更なる御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、令和2年4月武雄市議会臨時会の開会に当たり、提案いたしました議案について、その概要を御説明申し上げます。

まず、承認議案について御説明いたします。

専決処分の承認について、4件でございますが、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済対策等として緊急に決定を要した、令和2年度武雄市一般会計補正予算（第2回）を含む2件の補正予算及び2件の条例改正について、専決処分を行いましたので、承認をお願いするものでございます。

次に、予算議案について御説明いたします。

令和2年度武雄市一般会計補正予算（第3回）は、本年3月26日に、株式会社サクセス代表取締役川口喜三郎様からいただきました指定寄附を活用し、市役所庁舎内の緑化と、こども図書館の施設の充実を図るための経費をお願いするものでございます。

このほか、2件の専決処分について、御報告をいたしております。

詳細につきましては、御審議の際に補足させていただきたいと存じます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／日程第4．第37号議案 専決処分の承認について（令和元年度武雄市一般会計補正予

算（第 11 回）を議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／おはようございます。

第 37 号議案 専決処分の承認について補足説明申し上げます。

令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 11 回）を専決処分いたしましたので、その内容について御説明いたします。

この補正予算は、観光トイレ洋式化改修工事について、新型コロナウイルスの影響により資材の調達ができず、年度内の工事完了が困難になったことによる繰越明許費の追加を 3 月 27 日に専決処分いたしましたものであります。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 37 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

なしと認めます。

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 37 号議案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。

第 37 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより、第 37 号議案を採決いたします。

本議案は、原案のとおり、承認することに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 37 号議案は、原案のとおり、承認することを決定いたしました。

日程第 5. 第 38 号議案 専決処分の承認について（令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回））を議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／第 38 号議案 専決処分の承認について補足説明申し上げます。

令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）を専決処分いたしましたので、その内容について御説明申し上げます。

この補正予算は、新型コロナウイルス感染症による影響の大きい商工業者等を支援するための経済対策などについて、迅速に対応すべく 3 月 27 日に専決処分いたしましたものであります。補正予算書の 1 ページをごらんください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ 7000 万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 250 億 4405 万 6000 円とするものでございます。

予算説明書の（4）ページをごらんください。

2 款総務費では、臨時休業に伴い不要となったバス定期券の払戻しの補助を計上しております。

4 款衛生費では、卓上型自動消毒剤噴霧器、手指消毒剤、非接触体温計や放射温度計の購入費を計上しております。

7 款商工費では、嬉野市と連携し宿泊施設の宿泊助成や、飲食店等で利用できるクーポンの発行を行う武雄嬉野温泉応援キャンペーン事業や感染症終息後の観光客の誘客を行うため、武雄市緊急観光客誘致支援業務委託料、観光客誘客対策補助金などを計上しています。

10 款教育費では、自治公民館や集会所に手指消毒剤を配布するための経費を計上しております。

予算説明書の（3）ページをごらんください。

歳入につきましては、財政調整基金により財源の調整をしております。

以上で補足説明終わります。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 38 号議案に対する質疑を開始いたします。

20 番 江原議員

江原議員／時間がおくれて質疑の通告をして、申しわけありません。

資料を用意していただいているかと思えます。

市内の宿泊料飲店、従業員数について、新しい統計で幾らになっているか御報告をお願いします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／議員質問の宿泊料飲店、また従業員数でございますが、最新のものにつきましては、平成 28 年の経済センサス活動調査に伴うものでございます。

事業者数は 306、また従業員数につきましては 2057 人となっております。

議長／ほかにございませんか。

牟田議員

牟田議員／すみません、通告は出していかなかったんですけど、説明もっと詳しくやっていただけるかなと思って\*\*\*。

7 款 3 項観光費、応援キャンペーン、この中身のやつで、\*\*\*聞いた話の中では、その従業員さんは使えないということで聞いております。

何で、その従業員さんが使えないのか。

これをどういう経緯で、どういう話でそういうふうになったのか。

普通は、例えばそこで催し物をするというときは、まずは従業員さんがずっと集めてやるというのが商売の基本であります。

そういうのを何で外したのか、その従業員さんが人を集めてそれで使うと。

これでいいじゃないですか。

なんでそういうふうの外したのか、これが 1 点目。

2 点目、同じく 1000 万の委託事業、委託先はどちらなのか。

以上、2 点をお伺いいたします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／お答え申し上げます。

まず1点目の件につきまして、すみません、ちょっと手元に資料がございません。

後ほど、報告させていただきます。

2点目のほうにつきまして、委託先につきましては、武雄市のほうで観光協会のほうにお願いしているところでございます。

議長／18番 牟田議員

牟田議員／細かい資料は持っていないということですが、さっき言いましたように、基本は、そういうふうにはまず従業員からというのが基本です。

そういうのを抜かすというところの経緯がどうだったっていうのを(?)聞きましたけども、もし例えば、途中でそういうのは嬉野さんと話し合っただけで変えることができるというようなところまで、協議はしているんでしょうか。

もし、できたら変えていただきたいんですけども、その辺のところの協議はどうなっている。武雄市だけじゃないので、嬉野市も入っているんで、そういうのも協議ができるのか、その可能性の話し合いはどうかというのを伺いたしたいと思います。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／できるかできないかの明確なお答えができませんけども、まず嬉野市さんとこの件につきましては、一度テーブル上には乗せたいと思っております。

議長／江原議員

江原議員／専決処分のほう、どうして専決されたのか。

私、新聞見てびっくりしたんですけど、その理由はなんですか。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／専決処分をお願いいたしました件につきましては、このホテル、旅館等の売り上げ等につきまして、3月末現在で9割等の減ということで非常に危機迫っている状態ということをお伺いし、まずこの分について事業を始めたところでございます。

議長／ほかに。

12 番 池田議員

池田議員／今の関連の部分で、専決処分をされたということで、しかし嬉野の議会は、臨時議会を開催をされております。

その臨時議会を開催されましたけど、武雄はなんでその専決だったかという部分に明確なお答えをいただきたいと思います。

そして次に、今、国の方針としては3つの密を避けましょうということで、いろんな会合等の自粛と集まり等に自粛を求められている中に、経済支援としてやっていく上でぎりぎりのところの事業の後押しということでだと思えますけれども、しかしながら、国の方針とクーポン券を配布して飲食店に行くことを勧められているというふうに受けるわけですが、ここについて相反する行動について、どのようにリスクマネジメントを考えておられるのか。また、この事業を進めていく中で発生した場合の旅館等の対処ですね。

発生した場合には、消毒とか何とかいろんな経費等が絡んでくると思います。

そして、また発生した場合に、キャンセルとか大量に発生した場合の支援について、そういうところまで協議をされたのかお尋ねいたします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／まず1点目です。

嬉野市様と武雄市との予算の決め方でございます。

これは各市の考え方でございます。

そこについては双方で協議をして、どちらがどういうやり方をするというのは協議をしておりません。

今回のキャンペーンのリスクについてでございます。

まず、このキャンペーン自体、武雄市と嬉野市の両市内の中での経済を回すということで、リスクがない、こうした(?)今、感染者につきましては今、1名、当時1名。

すみません、まず、準備する時点ではゼロということで、経済活動をとにかく市内で回すということを考えて始めたところでございます。

4月1日に武雄市におきまして、1名様の方が感染者が出ましたけども、県の報告によりましてこの感染ルート等につきまして、完全な封じ込めができているというふうな御判断をいただいたということで、私どもといたしましては、この経済面での(?)武雄市、嬉野内の経済活性については進めていくということで決断をしたところでございます。

また、このリスクにつきましては、各事業所さんにも十分をお願いをしております、感染

対策、感染予防等につきましては十分な配慮を行っているところでございます。

また、発生を今後、武雄、嬉野市内で感染者が発生した場合につきましては、キャンペーンのまず予約を一時中断をいたします。

その後、佐賀県等の情報を確認し、感染者のルートと状況を確認した上で、その後協議を行い、継続や中断等の判断をしていきたいと考えております。

また、感染予防に対する各事業所の消毒依頼等（？）につきましては、各事業者のほうでの御準備をお願いしているところでございます。

議長／12番 池田議員

池田議員／先ほどお尋ねしたのは予算の、嬉野と武雄で予算の違いじゃなくて、嬉野は臨時議会を開催されております。

武雄の場合は、専決処分でいかれたので、議会を専決に至った理由をお尋ねしたところです。

そして、予約の中断を、発生した場合予約の中断をされるということですがけれども、既に予約があって発生翌日とかに予約が入っている。

当然、事業所としては準備をされておられると思います。

そういったときのキャンセルをした場合、そういった場合の支援等については協議をされたのか。

そして最後に、相反する行動について、密集を避ける要請がある中に飲食クーポンを配っていることで、市民の方から聞くのは自粛を促されている中に、片や飲食店に行くことを勧めていると。

どっちが、武雄は行っても大丈夫なんですかということなんですけれども、その辺の判断はどのように考えられておられるのかお尋ねします。

議長／古賀営業部長

古賀営業部長／まず、キャンペーンの中断等につきまして、先ほど発生が出た時点でまず一旦予約については中止をいたしますけれども、状況を判断し中断もしくは要中断とすることもございます。

その場合の取り扱いについてでございますけれども、中断もしくは中止を決定した場合は、翌日以降の宿泊予約のキャンペーンの対象にしないということで、これは各事業所様にも説明しておりますので、そういう形で翌日からの分については予約をされていてもキャンペーンの対象としないということで考えているところでございます。

そのリスクの問題でございますけれども、先ほど申し上げましたように、武雄市、嬉野市内



での感染につきましては、感染者がいないという中でできるだけ3密を避けた中で市内の人たち、要は外からのお客様ではなく、武雄市、嬉野市内の人たちで経済を少しでも回していきたいということで話をしたところでございます。

議長／12番 池田議員（？）

松尾初秋議員／予約の件に関して、前日にでも発生してキャンセルが発生した場合には、キャンペーンの対象としないということですよ。

しかし、前日に経済支援としてこの事業を行っていく上で、前日にキャンセルを受けた場合に、事業所の準備かれこれ等、経費がかかった分、キャンセルがかかれば当然、損失が拡大すると。

キャンペーンで予約をされた分に対して、損失が出ると私は思いますけれども、そこをどう支援を考えておられるのか、現状ないのか、おたずねします。

議長／古賀営業部長。

古賀営業部長／先ほど申し上げましたとおり、キャンペーンの中断もしくは中止をした場合は、その翌日からキャンペーンの対象にしないということで事業所様のほうにも御理解をしております。

ということで、先ほど言われたようなことにつきましても、御承知をいただいているというふうに認識をしております。

議長／15番 松尾初秋議員。

松尾初秋議員／牟田議員さんの質問に関連になるんだけどね、従業員さんは使えないという話しだったでしょうか。

そこでおたずねですが、例えば武雄のホテルとか旅館の従業員さんたちは、嬉野で使うということもできないのですか。

その辺が1個わからんのですよ。

自分のところで使えないという意味ですか。

それはどっちですかね。

よそでは使われるんですか。

その辺、おたずね。

議長／古賀営業部長。

古賀営業部長／申し訳ございません。

先ほどの牟田議員の答弁と一緒にございます。

これについてもちょっと資料がございませんので、後ほど御報告をさせていただきたいと思  
います。

議長／質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 38 号議案は、所管の常任委員会付託を省略します。

第 38 号議案に対する討論を求めます。

20 番 江原議員

江原議員／第 38 号議案 専決処分の承認について反対の討論をいたします。

第 1 に、この議案を専決処分されたことについてです。

このニュースを聞いてびっくりしました。

議会を開くべきだったと申し上げます。

第 2 に、新型コロナウイルス感染症対策について、あらゆる方策を検討すべきです。

先ほど質疑いたしましたが、市内の宿泊料飲店は、306 店、従業員 2057 人との説明をいた  
きました。

今、リスクと保証はセットですべての国民に給付と減税を求める声は国民市民の連鎖の声で  
す。

第 3 に、今自粛を求められています。

市も毎日行政放送されて、市民に求めています。

この現状に鑑み、今こそ、これに対応して国、県、市も政治の役割が求められている。

補正予算の 7 款第 1 項 3 目 12 節、合計 6800 万円を凍結すべきだと申し上げ、反対の討論と  
いたします。

議長／18 番 牟田議員

牟田議員／賛成の立場で討論したいと思います。

今回のコロナウイルス対策、確かに江原議員が言われる、要は議会を開かなければいけないじゃないかというのはあるんですけども、それはやっぱり緊急を要して、武雄のほうが件数も多い、そういう中で緊急に決めたというふうに理解しています。

ただ、これからはきちっとやっていただきたいということを含めて討論に入りますけども、この討論の中で先ほど言われました保証とセットということは、今日本が出しているのは緊急事態宣言なんですね。

緊急事態要綱というのがあるんですけども、要綱というのは、これは過去いろんな\*\*\*で、いろんな部分で出されておられません。

そういう中で要綱でしたら保証とセットになっているんですけども、今回は宣言ですので宣言しかないんですね。

日本の法律では。

そういう中で、政府もそして武雄市もこういうふうな形でいろんな補助策を考えられています。

これ自体は反対する理由はないと思います。

先ほど、池田議員の質問の中で言われた3密を避けるっていう部分をさらに徹底していただき、そしていろんな部分で効果があるようにこの補正予算を使っていただけることを信じて、そして皆さん方に御賛同を求めるものであります。

どうぞよろしく願いいたします。

議長／これより、第38号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第38号議案は原案のとおり承認されました。

日程第6. 第39号議案 専決処分の承認について(武雄市税条例等の一部を改正する条例)を議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／第 39 号議案 武雄市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について補足説明を申し上げます。

議案書の 5 ページをごらんください。

地方税法等の一部を改正する法律が第 201 回通常国会において可決成立し、令和 2 年法律第 5 号として令和 2 年 3 月 31 日公布、同 4 月 1 日施行されました。

この税制改正に伴い市税条例の改正が必要なものについて、地方自治法第 179 条の第 1 項の規定により、去る 3 月 31 日、専決処分をさせていただきましたので、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

それでは、主な改正内容について概要を御説明させていただきます。

個人住民税については未婚のひとり親に対する税制上の措置の見直しに伴う条文整備、肉用牛売却による事業所得に係る課税の特例期限の 3 年延長、固定資産税につきましては所有者不明土地等に係る固定資産税の課税上の課題に対応するため、登記名義人等が死亡している場合における現所有者に賦課徴収に関し必要な事項を申告させることができる制度の創設及び固定資産の使用者を所有者とみなして課税することができる制度の拡大、浸水被害軽減地区の指定を受けた土地に係る課税標準の特例の創設、上位法の改正に伴う条ズレ等や平成から令和への改元に伴う条文整備等を行うものでございます。

以上、第 39 号議案についての補足説明を終わらせていただきます。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 39 号議案に対する質疑を開始します。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本議案は、所管の常任委員会付託を省略します。

本案に対する討論を求めます。

討論ございませんね。

> 「なし」の声

討論をとどめます。

これより第 39 号議案を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 39 号議案は、原案のとおり承認することに決しました。

日程第 7. 第 40 号議案 専決処分の承認について（武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題とします。

提出者からの補足説明を求めます。

松尾福祉部長

松尾福祉部長／第 40 号議案 専決処分の承認について、補足説明を申し上げます。

議案書の 14 ページから議案参考資料新旧対照条文 30 ページからになります。

本議案につきましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が、本年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、同日付で議案書 16 ページの別紙、武雄市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について専決処分を行いましたので、その内容を報告し、御承認をお願いするものでございます。

今回の改正につきましては、国民健康保険税の課税限度額の引き上げと、軽減措置の充実、拡充の 2 点の改正を行っております。

まず 1 点目の課税限度額の引き上げにつきましては、基礎課税額に係る医療分の限度額をこれまでの 61 万円から 63 万円に、介護納付金課税額の限度額を 16 万円から 17 万円に、それぞれ引き上げたものであります。

結果、課税限度額全体では、改正前の 96 万円から 99 万円に、3 万円の引き上げとなり、これによる影響額といたしましては、約 360 万円の増を見込んでおります。

2 点目の軽減措置の拡充につきましては、保険税の 5 割軽減の軽減対象となります所得基準を、これまでの 28 万円から 28 万 5000 円に、2 割軽減においては、51 万円から 52 万円にそ

れぞれ引き上げ、軽減措置の対象を拡充するものでございます。  
これによる減収額につきましては、約 57 万円を見込んでおります。  
これらの改正の施行期日につきましては、本年 4 月 1 日といたしております。  
以上で第 40 号の補足説明を終わります。  
御承認賜わりますようよろしくお願い申し上げます。

議長／第 40 号議案に対する質疑を開始いたします。  
質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。  
お諮りいたします。  
本案は、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。  
これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。  
よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略いたします。  
本案に対する討論を求めます。  
討論ございませんか。

> 「なし」の声

討論をとどめます。  
これより第 40 号議案を採決します。  
本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。  
よって、第 40 号議案は、原案のとおり承認することに決しました。  
日程第 8. 第 41 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）を議題といたしま

す。

提出者から補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／第 41 号議案 令和 2 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）について補足説明申し上げます。

今回の補正予算は、3 月 26 日に株式会社サクセス代表取締役川口喜三郎様からいただきました指定寄付金を活用し、市役所庁舎内の緑化とこども図書館の施設の充実を図るものでございます。

補正予算書の 1 ページをごらんください。

第 1 条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ 300 万円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ 250 億 4705 万 6000 円とするものでございます。

予算説明書の（4）ページをごらんください。

2 款総務費では、庁舎内緑化推進事業委託料を計上しております。

10 款教育費では、こども図書館の遊具等を購入するための経費を計上しております。

予算説明書の（3）ページをごらんください。

歳入につきましては、3 月 26 日に受けた指定寄付金を前年度繰越金として計上をしております。

以上で補足説明を終わります。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長／第 41 号議案に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

お諮りいたします。

本案は、所管の常任委員会付託を省略したいと思います。

これに、御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、本案は、所管の常任委員会付託を省略します。  
本案に対する討論を求めます。

> 「賛成」の声

討論をとどめます。

これより第 41 号議案を採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

> 「異議なし」の声

御異議なしと認めます。

よって、第 41 号議案は、原案のとおり可決されました。

日程第 9. 報告第 4 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／報告第 4 号 専決処分の報告について、補足説明を申し上げます。

議案書の 17 ページをごらんください。

これは、昨年 8 月の豪雨災害後に消毒作業時に起きた事故による損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定に基づき、令和 2 年 3 月 24 日付で専決処分をいたしましたので、御報告を申し上げるものでございます。

事故の概要でございますが、令和元年 9 月 9 日の午前 11 時ごろ、市の指揮・監督の下、豪雨災害対応としての北方町内で家屋消毒作業を実施した際、消毒機材のエンジンを駆動させたまま屋外へ移動しようとしたため、噴射口から放出された熱により家屋の建具の引き戸に損傷をさせたものであります。

損害賠償の額は 37 万 4000 円でございます。

本機材の使用の注意が徹底されていなかったため、事故が起きたことに対しましては、深くお詫びを申し上げます。

以上、御報告申し上げます。

議長／報告第 4 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。



> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

日程第 10、報告第 5 号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明を求めます。

山崎総務部長

山崎総務部長／報告第 5 号 専決処分の報告について、補足説明を申し上げます。

議案書の 18 ページをごらんください。

これは、職員が起こしました交通事故による損害賠償について、市長の専決処分事項の指定に関する条例の規定に基づき、令和 2 年 3 月 26 日付で専決処分をいたしましたので、御報告を申し上げるものでございます。

事故の概要でございますが、令和 2 年 1 月 31 日、午後 3 時 15 分ごろ、携帯電話使用のために立ち寄った佐賀市金立町内のコンビニエンスストアの駐車場において、公用車を出庫する際に、後方を十分に確認しないままバックしたため、バックで駐車しようとしていた相手方の車両と接触し、相手車両の右後方部分を破損させたもので、損害賠償の額は 10 万 7767 円でございます。

職員が基本的な注意を怠り事故を起こしましたことについて、深くお詫びを申し上げます。

なお、当該職員につきましては厳重に注意をし、再発防止のため、事故発生翌日から 3 日間公用車の運転禁止を指示し、これを実行させております。

さらに、警察署による交通安全講習を受講させることにしております。

以上、御報告申し上げます。

議長／報告第 5 号に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

> 「なし」の声

質疑をとどめます。

本件は、法令に基づき報告されたものでありますので、この程度でとどめたいと思います。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

